

# よくあるお問合せ

## 1 交付対象事業者について

### Q1-1 支援の対象となる燃料とは。

横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油です。次の具体例をご参照ください。

#### (対象となる事例)

- ・ 現場への作業員送迎のために使用した車両の燃料
- ・ 自動車輸送船(PCC)の荷役のため、本船内とターミナルとの作業員の移動に使用した燃料
- ・ 自動車輸送船(PCC)に輸出用の完成自動車を積み込む際に完成自動車に給油した燃料
- ・ 港湾運送事業における顧客先への営業や書類のやり取りのために使用した車両の燃料
- ・ 港湾運送事業における会議に出席するための移動に使用した車両の燃料

#### (対象外となる事例)

- ・ 港湾運送事業者が営む、保険業、賃貸業等その他港湾運送事業以外のために使用した燃料
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する港湾運送事業者が、他港の港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した燃料

### Q1-2 1通の領収書等のうち、横浜港内での港湾荷役のために使用した燃料以外が含まれている場合はどうしたらいいか。

1通の領収書等のうち、横浜港内での港湾荷役のために使用した燃料以外が含まれている場合は、横浜港内での港湾荷役のために使用した分の燃料の購入量のみを申請してください。その際は、領収書等に記載される購入量のうち、申請する購入量を欄外に追記するなどし、マーカーしてください。

### Q1-3 「中小事業者」の定義とは。

「資本の額又は出資の総額が3億円以下」、「常時使用する従業員の数が300人以下」のいずれかを満たす事業者を指します。

### Q1-4 本市内に本社がないが、営業所等を構えている場合は支援の対象となるのか。

本社が本市内に所在しないが市内に営業所等を構えている場合、会社概要等(パンフレット等)で稼働実態を確認できる場合は支援の対象となります。

なお、大企業(資本金3億円以上かつ従業員300人以上)は、本市内に営業所等を構えている場合においても、支援の対象外となります。

**Q1-5 「本事業において申請対象とする燃料費に対し、他の公的助成等を受けていない事業者」とは具体的にどのような場合に支援の対象外となるのか。**

例えば、神奈川県が実施する「神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金」において申請した車両に対して使用した燃料購入費は本事業の支援の対象外となります。また、本市経済局が実施する「横浜市レシ活 VALUE・レシ活チャレンジ」で申請した燃料購入費分のレシート等は本申請では重複申請できません。その他の助成などの詳細についてはお問合せください。

**Q1-6 「免税油」は支援の対象となるのか。**

支援の対象となります。

**Q1-7 「申請時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、支援金交付後も引き続き事業継続の意向を有する事業者」とは。**

本事業は、地域経済を支える物流を維持・確保するために支援を実施するもので、引き続き事業を継続する事業者様への助成となります。こうした点を踏まえ、「誓約兼同意書」をご確認の上、申請してください。

**Q1-8 対象となる荷役機械は何か。**

フォークリフト、トランスファークレーン、トップリフター、リーチスタッカー、構内のトレーラーなどの車両を想定しています。

**Q1-9 リースした港湾荷役のための機械、車両及び船舶使用した燃料も支援の対象となるのか。**

リースした港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した燃料について、申請者が購入代金を支払っている又は負担している場合は、支援の対象となります。ただし、燃料費支払いの領収書等に申請者の会社名が記載されていない場合は、支援の対象外となります。

なお、支払い実績が別の書類等で確認することができる場合は可とします。その場合、支払い実績が確認できる書類等の提出をお願いします。

**NEW Q1-10 支援の対象となる燃料について、どのように判断すればよいのか。**

横浜港内において港湾運送事業法第2条第3項又は第3条に規定する事業を営む上で購入した燃料が支援の対象となります。支援の対象かどうかにつきましては、慎重にご判断の上、申請してください。

**NEW Q1-11 ハイオクは支援の対象か。**

港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用したガソリンについては、レギュラーはもちろん、ハイオクも対象となります。

## 2 支援対象期間について

Q2-1 支援対象期間である「令和4年4月1日から9月30日までに購入代金を支払った燃料分」とあるが、例えば、①令和4年3月31日付の領収書はあるが、使用したのは令和4年4月1日以降である場合、②9月30日付の領収書はあるが、使用したのは令和4年10月1日以降である場合、支援の対象となるのか。

①は支援の対象外、②は支援の対象となります。領収書等に記載されている燃料の「購入代金を支払った日」が支援対象期間である令和4年4月1日から9月30日の間かどうかを基準に申請可否を判断します。

## 3 支援金額について

Q3-1 支援金額の上限額はあるのか。

横浜港内での港湾荷役のための機械、車両及び船舶に使用した軽油、ガソリン及び重油について、支援対象期間内に購入代金を支払った燃料ごとの支援単価を乗じた合計のうち、2分の1以内とします。ただし、申請者の皆様からの申請額の総額が予算の範囲を超える場合には、交付額は申請額に応じて按分した金額となります。

Q3-2 支援金はいつ頃に支払われるのか。

令和5年3月末頃を予定しています。

## 4 その他

Q4-1 港湾運送事業法に基づく許可書(届出書)を紛失してしまったのだが。

関東運輸局において証明書類の発行が可能とお聞きしていますので、できる限り早めにご相談ください。

Q4-2 申請様式はどこで入手できるのか。

本市ホームページからダウンロードできます(ワード形式、エクセル形式)。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/shien/>

**NEW** Q4-3 申請した記載事項や添付資料について誤りや不足があった場合、どのように連絡がくるのか。

本市又は審査事務を受託した以下に記載する委託業者から電話等で確認のご連絡をさせていただきます。

株式会社 Y プロデュース  
〒231-0006  
神奈川県横浜市中区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ5F  
TEL 045-319-6020

**NEW** Q4-4 請求書の様式はどこで入手できるのか。

横浜港港湾運送事業者支援金交付請求書(第4号様式)については、本市での交付決定後に申請者へ送付します。